

やまぐちプレミアム付商品券発行事業商品券取扱店利用規約

やまぐちプレミアム付商品券発行事業商品券取扱店利用規約（以下「本規約」といいます）は、本事業の実施主体であるやまぐちプレミアム付商品券実行委員会（以下「発行者」といいます）が、発行、付与、決済、換金（以下単に「発行等」といいます）するやまぐちプレミアム付商品券発行事業のデジタル商品券及び紙商品券（以下単に「商品券」といいます）の利用ができる取扱店について、発行者と取扱店との間の契約関係を定めるものです。

発行者から取扱店として登録を受けることを希望する者（以下「取扱店希望者」といいます）は本規約に同意いただいた上で、発行者に対し、取扱店登録を申込みいただく必要があります。取扱店希望者が取扱店の登録を申込みした場合、本規約に同意したものとみなします。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、当該各号のとおりとします。

(1)やまぐちプレミアム付商品券

やまぐちプレミアム付商品券発行事業の商品券発行者が、利用者に対し発行する電磁的方法により記録されるデジタル商品券及び紙商品券であって、利用者が、本規約および発行者が別途定める規約等の条件に従い、取扱店において商品券使用取引の決済に使用することができるものをいいます。

(2)利用者

商品券の発行を受け、商品券を利用する個人をいいます。

(3)「ちょるPay」

利用者がデジタル商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用する専用ウェブアプリ（以下「当アプリ」といいます）をいいます。

(4)取扱店

発行者が行う審査の基準を満たし、利用者との間で自己が指定した対象商品等について商品券使用取引を行う、山口市内に事業所のある個人事業者および法人をいいます。

(5)対象商品等

取扱店によって販売又は提供される商品及びサービスであって、次に該当しないものをいいます。

- ①出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ②国・地方公共団体への支払い（粗大ごみ処理券、国民健康保険料等）
- ③商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、切手付ハガキ、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いものの購入
- ④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器及び仕入れ商品等の購入並びに自社商品の購入
- ⑥土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車等）に関わる支払い
- ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。また、山口市が指定するもの

(6)商品券使用取引

商品券の利用者が、取扱店において、商品券の残高と引き換えに、対象商品等を購入、またはサービスの提供を受ける取引をいいます。

(7)管理画面

取扱店がデジタル商品券に関して、次の業務を行うことを目的として使用する専用ウェブサイト

- ①自取扱店での利用履歴の確認
- ②自取扱店の利用総額の確認
- ③自取扱店を識別する専用二次元コードの発行
- ④自取扱店利用後の利用取消
- ⑤店舗の詳細情報等管理

(取扱店の登録)

第2条 取扱店希望者は、本規約の内容を承諾の上、発行者に対して所定の方法により取扱店登録を申し込むものとします。

2 登録店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は取扱店の登録審査を行います。

発行者は、当該取扱店希望者に対して、当該取扱店希望者を取扱店として登録を認めない場合に限り、登録拒否の通知をします。

- 3 発行者と取扱店との間の契約は、発行者が前項にしたがって申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 4 取扱店は、管理画面を通じて、各種手続きを行うことが出来ます。なお、本手続きにて発生した通信料・接続料などは、取扱店が負担するものとします。
- 5 取扱店が管理画面を通じて行った登録手続きに対し、発行者はシステムへの登録をもって承認を行います。この承認をもって、取扱店は商品券使用取引を開始できます。
- 6 取扱店は、第1項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに発行者に対し通知するものとします。

(デジタル商品券使用取引)

第3条 取扱店は、利用者との間でデジタル商品券使用取引を行うことができるものとします。

- 2 取扱店は、店頭において、自店を識別する二次元コードを表示します。
- 3 利用者は、取扱店が表示した自店を識別する二次元コードを、利用者のスマートフォン上の当アプリにより読み取り、取扱店が提供する財又はサービスの価格（含む消費税相当額）に相当するデジタル商品券金額を入力し決済を完了させます。提示するデジタル商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受け取ることはできません。ただし、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法で支払うことにより、商品やサービスを受け取ることができるるものとします。
- 4 取扱店は、次項各号のいずれかに該当する場合を除き、利用者からのデジタル商品券使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。
- 5 取扱店は、利用者からデジタル商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合、デジタル商品券による決済を行ってはならないものとします。
 - (1)利用者から、対象商品等以外の商品またはサービスについて、デジタル商品券による決済を求められた場合
 - (2)利用者から、当アプリの複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (3)利用者から、偽造もしくは変造された当アプリを提示された場合
 - (4)前3号に該当すると疑われる場合

(5)発行者から、デジタル商品券使用取引の中止を求められた場合

6 取扱店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、デジタル商品券使用取引を取消し、また解除しないものとします。利用者が取扱店から返金を受ける必要がある場合、取扱店は自らの責任において、現金もしくはデジタル商品券の残高にて受け戻すものとし、対応を行うものとします。

(取扱店の販促物掲示等)

第4条 取扱店は、発行者所定の販促物等を、発行者の指示に従い掲示または表示するものとします。

(商品券取引金額の換金)

第5条 デジタル商品券取引金額は、第3条第3項に定める利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。

2 発行者は、取扱店に対し第2条により登録した情報に基づき、発行者が示した方法で商品券換金を行う手続きをします。

(不正な商品券使用取引の処理)

第6条 取扱店が第3条第5項第1号から第5号のいずれかに該当するデジタル商品券使用取引の申込みを受けたとき、同項各号のいずれかに該当する場合において、デジタル商品券使用取引を行ったことが判明したとき、又は紙商品券の偽造等の不正取引を行ったことが判明したとき、取扱店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。

2 取扱店が第3条第5項第1号から第3号および第5号のいずれかに該当するにもかかわらずデジタル商品券使用取引を行った場合、発行者は取扱店に対し、当該デジタル商品券取引にかかる金額を支払う義務を負わないものとします。

3 前項に規定する場合で、発行者が取扱店に対し当該デジタル商品券使用取引にかかる金額を支払い済みである時は、取扱店は発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該デジタル商品券使用取引の適当な商品取引金額から当該デジタル商品券使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。ただし、金額の差引による支払いができない場合は、取扱店は発行者による請求に従い、支払うものとします。

4 取扱店が第3条第5項第5号に該当するにもかかわらず、デジタル商品券使用取引

を行ったと発行者が判断した場合、または取扱店が第1項に定める通知もしくは調査への協力を怠った場合は、発行者は取扱店に対し、当該デジタル商品券使用取引に係る金額の支払いを拒絶することができるものとします。なお、当該デジタル商品券使用取引が、第3条第5項第1号から第3号に該当しないことが判明した場合は、発行者は取扱店に対し、当該デジタル商品券使用取引にかかる金額を、直近のデジタル商品券取引金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応するデジタル商品券使用取引がない場合、発行者は判明の月の翌月末日までにデジタル商品券取引金額を支払うものとします。

(クレーム対応等)

第7条 取扱店は、対象商品等に関連して、利用者または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者、受任者にいかなる迷惑もかけないものとします。

- 2 取扱店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者または第三者の意向を十分に尊重して、速やかに対応するものとします。
- 3 取扱店は、発行者が、対象商品等に関連して、法令違反または行政処分等の対象となることがあると判断し、または、そのおそれがあると判断したときは、発行者に対して、その内容および経過を報告するものとします。また、発行者が前2項のクレーム対応上、または本項に定める法令違反等の事由により、利用者へ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(遵守事項)

第8条 取扱店は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令および行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

- 2 取扱店は、発行者がデジタル商品券利用促進のために、印刷物、電子媒体等に取扱店の名称および所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。
- 3 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報を登録した二次元コードを適切に維持・管理するものとし、本契約が終了した場合、責任をもって廃棄するものとしま

す。

- 4 取扱店は、二次元コードを第三者に譲渡、貸与その他の処分を行なってはならないものとします。
- 5 取扱店は、発行者が別途書面等により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

(秘密保持義務)

第9条 取扱店は、本規約の内容および本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれるものとします。
 - (1)開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2)秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3)開示の時点で公知の情報
 - (4)開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(契約期間)

第10条 本契約は、第2条第3項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、事業完了まで有効とします。

- 2 取扱店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者所定の方法にて行うものとします。

(解約)

第11条 取扱店は、解約日の1週間前までに、発行者所定の方法により申し入れることにより、本契約を解約することができます。

- 2 発行者は、解約日の1週間前までに、取扱店に書面そのほかの適切な方法により申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

(解除)

第12条 発行者は、取扱店が次のいずれかの事由に該当した場合には、何らかの催告なしに本契約を解除することができます。

- (1)本規約等に違反したとき
- (2)取扱店が発行者の定める登録基準に充足しないとき
- (3)手形または小切手の不渡が発生したとき
- (4)差押さえ、仮差押さえ、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
- (5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立てがされたとき
- (6)取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (7)解散または営業停止状態となったとき
- (8)発行者による連絡が取れなくなったとき
- (9)販売方法、商品等、その他業務運営について、行政当局による注意または勧告を受けたとき
- (10)取扱店に対してクレームが頻発し、発行者が取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、取扱店が必要な対応を行わないとき
- (11)販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、取扱店にふさわしくないと発行者が判断したとき
- (12)本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断したとき
- (13)その他発行者が取扱店との本契約の継続が困難であると判断したとき

2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他取扱店に生じた損害につき、一切責任を追いません。

(契約終了時の処理)

- 第 13 条 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、取扱店は直ちに商品券使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第 6 条（不正なデジタル商品券使用取引の処理）、第 7 条（クレーム対応等）、第 8 条（遵守事項）第 3 項および第 4 項、第 9 条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第 15 条（損害賠償・費用負担）、第 16 条（通知の方法）、第 18 条（権利の譲渡等）、第 19 条（協議）、第 20 条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第14条 取扱店は、その親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「取扱店等」という）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して賃金等を提供し、また便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 取扱店は、取扱店等が自らまたは第三者を利用して、発行者または第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、取扱店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および発行者と取扱店間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止し、もしくは契約を解除し、またはその取扱店の全部または一部の登録を抹消することができるものとします。

4 発行者は、本条の解約等により、取扱店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

(損害賠償・費用負担)

第 15 条 取扱店は、取扱店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、全て取扱店の責任と負担において解決するものとします。

2 発行者は、取扱店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、取扱店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

(通知の方法)

第 16 条 本契約に関する発行者から取扱店への通知は、書面、取扱店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電もしくはメッセージの送信もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信、商品券にかかるウェブサイトへの掲載またはその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信または電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、発行者が前項に定める電話番号または電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

3 第 1 項の通知が商品券にかかるウェブサイトへの掲載の方法により行われる場合には、その掲載をもって通知が完了したものとみなします。

(本規約等の変更)

第 17 条 発行者は、その裁量により、民法第 548 条の 4 にしたがって本規約等を変更することができるものとします。発行者は、本規約等を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、取扱店に対して、本規約等を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

(権利の譲渡等)

第 18 条 取扱店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

(協議)

第 19 条 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に生じた疑義について、発行者および取扱店は、誠実に協議し解決を図るものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第 20 条 本契約に関する訴訟については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本契約の成立、効力、履行および解釈については、日本法に準拠するものとします。

令和 8 年 1 月 22 日 制定

やまぐちプレミアム商品券実行委員会